

○事務局長 それでは、ご起立をお願いいたします。おはようございます。ご着席をお願いいたします。本日は全員出席ですので、会議は成立をいたしております。それではただいまより令和4年度第12回多良木町農業委員会総会を開会いたします。開会に当たりまして、会長、ご挨拶をお願いいたします。

○議長 (会長挨拶)

○事務局長 はい、ありがとうございました。それでは会議規則第4条によりまして、会長は総会の議長となり、議事を整理するとなっておりますので、これから先は会長よろしくお願ひいたします。

○議長 はい。それでは座させていただきて進めさせていただきます。日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員に、6番の川越委員、7番の源島委員を指名いたしますよろしくお願ひいたします。日程第2、議案第34号、「農地法第3条第1項の規定による許可の取消願に対する可否決定について」を議題といたします。本件について事務局より説明をお願いいたします。

○係長 それでは、1ページ目をお開きください。日程第2、議案第34号、農地法第3条第1項の規定による許可の取消願に対する可否決定について、下記のとおり許可処分を行った農地の権利移動、移転等について、許可の取消願があったので、可否について意見を決定するものでございます。

(2件の申請について説明)

以上、ご審議をお願いいたします。

○議長 はい。ただいま事務局より説明がございましたが、本件について何かご意見はございませんか。

○3番委員 3番、本田です。この、持ち主のAさんと、Bさんとなってますけど、これは田んぼの持ち主が違うわけでしょうね。

○係長 はい、一応同じ、ご家族の方ではありますけど、所有者がそれぞれ別々ということになっております。

○議長 ほかにございませんか。ないようでしたらお諮りをいたします。本件についてご異議はございませんか。異議なしと認め、本件は原案どおり決定をいたします。続きまして日程第3、議案第35号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について」を議題といたします。本件について事務局より説明をお願いいたします。

○係長 それでは、3ページ目をお開きください。日程第3、議案第35号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について、下記のとおり、農地の権利移転等に

についての許可申請だったので、許可不許可についての意見を決定するものでございます。

(4件の申請について説明)

以上ご審議のほう、よろしくお願ひします。

○議長　はい、続いて、事前調査の報告をお願いいたします。

○14番委員　はい。14番。14番中神です。議案第35号、農地法第3条の許可申請に対する調査報告をいたします。今回4件の申請がありました。昨日2月9日に、10番中村委員、13番尾方委員、14番私で調査いたしました。番号1の申請につきましては、先ほど説明された箇所になりますが、農振農用地区域外農地となります。許可の判断につきましては、農地法第3条第2項に、規定する不許可の要件には該当せず、許可要件を満たしているということで、申請は妥当であるとの協議結果でございました。以上です。

○10番委員　10番、中村です。調査報告をいたします。前日の2月9日に13番、尾方委員、14番、中神委員と私で調査いたしました。番号2の申請につきましては、先ほど説明された箇所になりますが、農振農用地区域内農地となります。許可の判断につきましては農地法第3条第2項に規定する不許可の要件には、該当せず、許可用件を満たしているということで、申請は、妥当であるとの協議の結果でございました。以上です。

○13番委員　引き続き番号3の申請につきましては先ほど説明された箇所になりますが、農振農用地区域内農地となります。許可の判断につきましては、農地法第3条第2項に規定する不許可の要件には該当せず、許可要件を満たしているということで、申請は、妥当であるとの協議結果でございました。

○10番委員　10番、中村です。調査報告をいたします。前日2月9日の日に、13番、尾方委員、14番、中神委員と私で調査しました。番号4の申請につきましては先ほど説明された箇所になりますが、農振農用地区域内農地となります。許可の判断につきましては農地法第3条第2項に規定する、許可の要件には該当せず、許可要件を満たしているということで、申請は妥当であるとの協議の結果でございました。以上です。

○議長　はい。ただいま事務局の説明と事前調査の報告がございましたが、本件について、何かご意見はございませんか。

○6番委員　はい、6番。すみません、関係性っていうのを説明していただきたいんですけど、例えば、1番の方とか、2番の方、3番とか4番はもしかしたら、推測しますに、親子で経営を変わられるのかなと思います。1番の方は、遠くにいらっしゃるので上原さんの方に譲られるっていうのかなと思うんですが、2番の方のお名前が違うので、ちょっと。関係性を教えていただければと思います。

○議長　はい事務局、お願ひします。

○係長　はい、事務局。番号1の方につきまして、Cさんは以前、多良木にいらっしゃった方でございまして、Dさんのすぐ近くに住んでいらっしゃったということでございます。今、既に町外に移られておられまして、今回その方の農地を、買われたということでござります。続きまして、番号2の方につきましては、こちら名字は違いますけれども、親子関係でございます。続きまして、番号3ですけども、こちらにつきましては、詳しい相関まで分かりませんけども、親戚関係になるということでございます。続きまして、番号4でございますけども、こちら、今回の申請物件は2筆ございますけども、こちらが特に畦畔等なく、既に1枚の状態となっております。その関係で合わせて、購入されるということになったということでございます。以上です。

○議長　よろしいでしょうか。

○6番委員　はい、ありがとうございました。

○議長　ほかに何かございませんか。はい、どうぞ。20番。

○20番委員　それぞれ対価を教えてもらえばと思います。

○係長　それでは、対価ということでございますので、

（4件の対価について説明）

以上です。

○議長　はい、よろしいでしょうか。ほかに何かご意見はございませんか。ないようでしたらお諮りいたします。本件について、ご異議はございませんか。無いようでしたら、はい。異議なしと認め、本件は原案どおり決定をいたしました。続きまして、日程第4、議案第36号、「多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定について」を議題といたします。本件については、議事参与の案件がございますので、舟守委員、武藤委員、本田委員、中村委員は退席をお願いいたします。それでは、事務局、説明をお願いいたします。

○係長　はい。それでは9ページ目でございます。日程第4、議案第36号、多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定についてということで、令和5年第2回多良木町農用地利用集積計画を定めることにつきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、別紙計画書について、2月3日付で、多良木町長より、農用地利用集積計画の決定を求められております。それでは、今退席されました。議事参与の方の集積計画について、ご説明をいたします。別冊の集積計画書をご覧ください。

（議事参与者分を説明）

以上で説明終わります。

○議長　はい。ただいま事務局より説明がございましたが、本件について何かご意見はございませんか。無いようでしたらお諮りをいたします。本件についてご異議はございませんか。

はい。異議なしと認め本件は原案どおり決定をいたします。入室をお願いいたします。それでは残りの案件について事務局より説明をお願いいたします。はい事務局。

○係長　はい。それでは、1ページ目をお開きください。残りの案件についてはこちらの総括表でご説明をいたします。

(残りの案件を説明)

以上の計画要請の内容につきましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。以上で説明を終わります。

○議長　はい。ただいま事務局より説明がございましたが、残りの案件について、何かご意見はございませんか。無いようでしたらお諮りをいたします。本件についてご異議はございませんか。

はい。異議なしと認め、本件は原案どおり決定をいたしました。続きまして日程第5、報告第13号、「農地法第18条第6項の規定による小作地の合意解約の報告について」を議題といたします。本件について、事務局より説明をお願いいたします。

○係長　はい、それでは、10ページ目でございます。日程第5、報告第13号、農地法第18条第6項の規定による小作地の合意解約の報告について、令和4年12月17日から令和5年1月25日までの分となっております。こちらの報告につきまして、解約後の農地の所有者等の耕作者等の報告のみに代えさせていただきます。

(合意解約24件の説明)

以上で報告終わります。

○議長　はい。ただいま、事務局より報告がございましたが、本件について何かご質問はございませんか。

○2番委員　先ほど、10ページの1番ですね、Eさんが、公社を通して田んぼを購入ということですけど、これは以前から農業委員を通してっていうか、担当の方がおられると思うんですが、そういったことを通してこういうふうに出ているのか、それとも個人的になって、個人的に売買契約を結んで、農業委員に持ってきているのかということを教えていただければというふうに思っております。

○議長　はい。これはですね、私が担当でございますのでお答えをしたいと思います。Fさん、これは以前から私のほうに、売買の相談といいますか、そちらのほうはありました。売買の相談がありましたら湯前のGさんという方に借りて作っていただくということで、その時点では利用権設定をしていただいております。将来的には売りたいという方向は持って

おられたようでございましたが、それから本人のほうで、Eさんのほうにお話を持って行かれたということです。それでもう相対で決めてこられましたので私の方はそれで、受け付けたというところです。それからHさんについては、もう個人の方で、見つけられてEさんにつながれてFさんとHさんは親戚関係でもございまして、そういうふうな話も行ったのかもしれません、本人で相対でですね、交渉されて、売買に至ったというところです。よろしいでしょうか。

○係長 補足ということでさせていただきます。Eさんでございますけども、町農業委員会としては、Eさんを、その売買相手方として、どうですかという話は一切行っておりません。農業委員会にこられるときは、ご本人さんがEさんと連絡を取り合った後にも農業委員会の方に、Eさんが買っていただしたことになったからということで、事後報告でございます。農業委員会の方からの斡旋は、全く行っていないことを報告させていただきます。

○議長 ほかに何かございませんか。無いようでしたら報告第13号はこれで終わります。続きまして、日程第6、次回総会に伴う事前調査委員の指名を行います。まず、次回の事前調査を3月の9日、木曜日、午前9時から行います。調査委員に、2番の田島委員、16番の塙塚委員、17番の松岡委員を指名いたしたいと思いますが、お三方、ご都合はよろしいでしょうか。

○お三方 はい。

○議長 はい、よろしくお願ひいたします。総会を3月の10日金曜日、午前9時から行います。よろしくお願ひいたします。場所は役場二階の庁議室です。以上で本日提案された議案の審議及び報告事項は終了致しました。議事録については支障のない範囲で整理させていただくことをご了承ください。

○事務局長 はい。これをもちまして令和4年度第12回多良木町農業委員会総会を閉会いたしました。お世話になりました。

以上会議の顛末に相違ないことを称する為に、ここに署名捺印する。

議長

委員

委員

書記